四部はるまざ

流山市議会事務局 〒 270-0192 流山市平和台 1-1-1 04-7150-6099

第2024 年季 流山市議会



道理ある市民陳情に賛成



たったひとつの公立保育園を廃止しないで!

民間だけでは幼児教育に求められる役割は果たせない

●「廃止ありき」は認められない! 市民の声は「当面は存続」!

陳情は、第一に「附属幼稚園の当面の存続」、第二に「何らかの形での公立幼児教育施設の存続」を求めています。いずれも必要な要求であり賛成します。

第1に、市と教育委員会が打ち出した廃園方針は、その根拠という重要な部分で、保護者や住民の理解を得られていません。保護者への説明の遅れや不足はもちろん、流山市立幼稚園協議会の答申が廃園と存続の二論併記であったのに、廃園のみを選ぶなど、最初に廃園ありきの姿勢が明らかです。パブリックコメントに市民が寄せた廃園反対の意見も顧みられていません。以上をみると、市当局が考える2025年度末の廃園は、単に拙速であるだけでなく、政策として誤りです。

●公立にしかできないことがある!何らかの形で公立の存続を!

第2に、「何らかの形での公立幼児教育施設の存続」の要求は、そもそもの教育のあり方という視点から見て、重要な指摘です。教育が提供される形は、公的な形と、民間が行う形態などいろいろあり得ます。文科省の指導要領などにかなっていれば、公と民は区別なく扱われるべきです。しかし、公と民間との間には、おのずと役割

の違いがあります。

民間は、独自の理 念を持つことで、素 晴らしい教育を実践 することもできま す。しかし他方で、 その独自の考えに基 づいて子どもや保護者を選別することもではます。幼児教育が無償化されたとはいえ、間では独自のカリキュラム、教材費やユニラム、費用が高くなって、費用が高くなって、では大切な役割がいます。だからこそ、公立には大切な役割が



毎朝の各駅頭活動での風景

あります。公立の意義のひとつは、全ての子どもに対して平等な教育の機会を提供できる点です。

この間の当局は、公立か民間かを問わず、市全体の幼児教育・保育の質の向上と学びや生活の基盤(の充実を図る)という言葉を繰り返しました。しかし、これは無責任な発言です。私立は県の管轄になるので、それに対して流山市が何か重要な影響を及ぼすことができるかに言うのは間違いです。

●独自の教育方針が民間の特徴、 市の教育方針がそぐわないケースも

流山市の幼児保育において、大きな教訓となる事案がありました。ある民間保育園で起きた紛争では、賃金の未払や経営者内部での深刻な対立が起き、市は大きなエネルギーを割くことを強いられました。県当局でさえ速やかな解決のために動くことができませんでした。これは幼稚園ではなく保育園で起きたことですが、今回の廃園問題で議論となっている経営形態、民間か公立かということに関わる意味では大きな問題です。

私はこの紛争のさなか、ある子ども施設の経営者と話 し合いを行いました。そこでは、特定の市民に対して極 端に偏見に満ちた考えが臆面もなく語られ、私は幼児の教育・保護施設の運営者としては、違和感を通り越して大変な恐ろしささえ覚えた経験があります。

しかし民間においては、こうしたことが起こり得ることを否定できません。そしていったんこうした事態が起きれば、その解決には2年も3年もかかってしまうのです。その間、子どもたちも職員も混乱の中に置かれます。これが公立の施設であったならば、そもそもこうした問題自体が発生していなかったはずです。民間は素晴らしいとばかりも言ってはいられない現実が、現に存在していることを、当局も認めるべきです。

●「民にできることは民に」の理屈 は教育とは無縁の予算削減が本音

市当局は、市民が提案した公立の「認定こども園化」に対して、そのデメリットを何点か挙げています。しか

しそこで言われていることのほとんどは、「必要性が乏しい」という言い方でしかありません。「デメリット」つまり短所や欠点という指摘ではなく、市当局の目から見て「必要性が乏しい」と決めつけられているだけです。

他方、市がただ一つ積極的に強調しているのは、「市の 財政負担の軽減にはつながらない」という主張です。これ は、2月市議会で副市長が主張した「民にできることは民 に任せる」という発言の繰り返しです。もう 20 年も前に、 当時の国の経済財政担当大臣であった竹中平蔵氏が、行政 の効率化・予算削減の意図を持って行った発言の受け売り です。こうした考えが、その後の日本の社会保障や福祉や 教育の施策を台無しにしてしまったのです。

私は、副市長とは違って、先導的な幼児教育の実践の場として必要な幼稚園であるならば、そのために必要な財政 負担は当然のことだと考えます。以上の理由から、陳情第 5号への賛成討論といたします。 **賛成 18 反対 9 で採択**



高齢者の補聴品購入費 助成を求める請願



請願書

フレイルや認知症をふせぐ効果も

採択すべきとの立場から討論をします。

第一に、難聴はフレイルや認知症発症の危険因子のひとつだと言われています。市当局は、教育福祉委員会において、「補聴器などを用いた難聴への介入が有効的な効果をもたらすかどうかのエビデンスは限定的である」と言いました。しかし他方では、多くの研究が、補聴器が社会的参加や生活の質の向上、認知機能の維持に役立つことを示していることを当局も否定はしないでしょう。こうした効果をことさらに「限定的だ」と言うのは、例えそれが国の主張だとしても、極めて一面的だと言わなければなりません。補聴器の活用が、いま多くの高齢者と、その家族と、また地域社会にも困難と負担を生じさせている認知症問題の抑制に資するのであれば、ぜひ前向きに検討されるべきです。

第二に、流山市が、難聴者に対する独自の支援の施策、認知症対策、高齢者支援計画を、そのスケジュールも含めて持っていること。補聴器購入への支援を検討する場合、それら既存の事業との整合性を考慮せざるを得ない事は理解しています。また、市が進めている、「通いの場において医療機関の受診の必要性を理解してもらう」活動。「ヒアリングフレイルの教育で早期発見・早期治療のための耳鼻咽喉科の受診を促す」活動などの重要性は言

うまでもありません。また身体障害者福祉法に基づく補 装具費支給制度があり、補聴器購入の支給の制度がある ことも承知しています。

しかし、市がいま力を入れて取り組んでいるこれらの 施策は、請願が求めている補聴器購入支援と矛盾するも のではありません。これらは相互に補完をしながら、お 互いに効果を高め合っていく関係にある施策です。また 手術や薬物治療は、難聴の根本的な原因を取り除く場合 がある一方で、特に高齢者においては、それだけでは解 決しない聴覚の問題が残ることも多く、だからこそ補聴 器がこれを補う役割を果たすことが知られています。補 聴器は残された聴覚能力を最大限に活用し、日常生活で の聴覚情報のアクセスを改善してくれます。

第三に、請願は、支援制度の「早期の実施」を求め



るものではありますが、いつからと期限を切っているものではなく、他の施策との調整も含めて市に前向きの取り組みを求めるものと理解しています。

以上の理由から、請願に賛成 とします。 **全会一致で採択**